

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町は名古屋市を中心部から10kmの近さにありながらも、農地等の緑も適度に残り、都市と自然が共存した良好な環境を有している。本町の面積は県内で最も小さく、そのうちの3分の1を県営名古屋空港が占めており、住宅地や各種施設などがコンパクトにまとまった都市構造となっている。

総人口は15,905人(2023年3月1日時点)で、現在は増加傾向にあり、2045年ごろまで増加を続けると推計されている。また、本町の産業別就業状況として、第3次産業である運輸業・郵便業、卸売業・小売業、第2次産業である製造業の就業割合が全国と比較して高くなっている。

本町の商工業者の約8割を小規模事業者が占め、地域の経済・雇用を支える重要な役割を担っている一方で、人材不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると町内の産業基盤が失われかねない状況である。このような中、域内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者候補の獲得や事業継承のしやすい環境を整備していくことが必要である。

#### (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

この目標を実現するため、計画期間中に6件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

豊山町の産業は、卸売小売業、製造業、サービス業と多岐に渡っており、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の労働生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第

7条第1項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

#### (1) 対象地域

豊山町の産業は面積6.18平方キロメートルのコンパクトな町域の中に事業者が散在している。そのため、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画における対象地域は、豊山町内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

豊山町内の経済、雇用を支える業種は、卸売小売業、製造業、サービス業と多岐に渡っており、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の労働生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネルギー化の促進など多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

先端設備等導入計画の認定にあたり、以下の取組等に該当する事業又は事業者は、認定対象としないものとする。

- ・ 人員削減を目的とした事業
- ・ 公序良俗を害するおそれのある事業や、反社会勢力との関係が認められる等、健全な地域経済の発展を脅かすおそれのあるもの

#### (備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。